

諮 問 書

新 広 総 第 211 号
平成 29 年 7 月 11 日

新潟県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



次の事項について、新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき貴審査会の意見を求めます。

【諮問事項】

1. 新潟県の後期高齢者医療制度における医療費の適正化に向けた医療費分析に係る個人情報の取扱いについて
 - (1) 本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとするもの（個人情報保護条例第7条第3項）
 - (2) 個人情報を収集した旨及び目的を本人に通知しないこととするもの（個人情報保護条例第7条第4項）